若桜町発注の公共事業で発生する建設発生土の民有地受入希望者公募要領

（趣旨）

第１ 若桜町では、建設工事に伴い発生する土砂（建設発生土）の活用方法や処分先に苦慮しているため、資源の有効活用やコスト縮減の観点から、建設発生土の内、現場内利用や他の公共事業に活用できない建設発生土（以下「残土」という。）について、この受け入れをする者（以下「受入者」という。）及びこの受け入れをする場所（以下「受入地」という。）の公募を行うものである。

本要領は、受入者及び受入地の決定に関し、必要な事項を定める。

（申請者の要件）

第２ 残土の受入れを申請することができる者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

（１）受入地が若桜町内であること。

（２）別表１の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しない者であること。

（３）受入れた土砂を転売などの営利目的に使用しないこと。

（４）受入地に至る道路が周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できるような幅員が確保されていること。

（５）残土の搬出について騒音等により苦情が出た場合は、受入者と町が協力して関係者に協力を求めること。協力が得られない場合は中止する事もある。

（６）残土の搬入までに、土砂の受入れに必要な関係法令の許可等の手続きを受入者において完了させることができること。

（７）土砂を発生した状態で受入れるものとし、通常の残土処理工程以外の分別等の作業を求めないこと。

（８）受入地の造成に伴う擁壁、盛土の転圧など、受入地の整備に要する費用は受入者が負担すること。（町が行う行為は、残土の運搬、受入地での荷下ろしまでとする。）

（９）残土の受入土量が原則 500m3 以上であること。

（10）残土の搬入時期については、公共事業の搬出に併せた受入れが可能であること。

（11）残土の希望する受入量は、最大希望量とし、その範囲内であれば受入可能であり、希望量全量を確保することを求めないこと。

（12）国、県、町の指導や関係する法令などを遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。

（公募）

第３ 町長は、ホームページへの掲載又はその他の方法により、建設発生土の民間受入地を公募する。

（受入地の申請）

第４ 残土の受入れを希望する者は、「民間受入地登録申請書（様式第1号）」に以下の書類（以下「添付書類」という。）を添えて町長に提出しなければならない。

（１）関係図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、土砂等流出防止施設の構造図等）

（２）受入地の状況写真（受入地の全景、荷卸し場所、進入路等の状況がわかるもの）

（３）誓約書（様式第２号）

（４）受入地に係る登記事項要約書

（５）隣接地所有者の同意書

（６）受入地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書

（７）土砂の受入れや受入地での盛土等の実施に伴い必要となる関係法令の許可書等の写し

（８）その他、町長が定める書類

（申請書類の審査及び受入地の登録）

第５　町長は、第４に規定する申請書類について審査する。

２　町長は、審査により適正と認められる場合は、「民間受入地登録決定通知書（様式第３号）」により申請者に通知する。

３　町長は、審査により適正と認められない場合は、「民間受入地登録不採用通知書（様式第４号）」により申請者に通知する。

（受入地の登録の抹消）

第６ 町長は、申請者から「民間受入地登録抹消申請書（様式第５号）」が提出された場合は、登録を抹消する。

２ 町長は、登録した受入地の申請書類等の不備を確認した場合は、登録を抹消する。

３ 町長は、第１項及び第２項により受入地の登録を抹消した場合は、「民間受入地登録抹消通知書（様式第６号）」により申請者に通知する。

（建設発生土の受入者及び受入地の決定）

第７ 町長は、第５の登録が完了した受入地について、残土が発生する工事現場毎に、各受入地までの運搬・処理費用、受入条件等の比較を行い、最も合理的な受入地を選定する。　なお、選定する受入地は民間処分場で処分するよりもコスト縮減ができる条件の受入地でなければならない。

２　町長は、前項の決定に際し、受入者に対して建設発生土の土質、搬入時期、搬入方法等について確認を行うとともに、必要に応じて現地立会を求めるものとする。

３　町長は、前項について受入者の合意を取得した場合は、受入者へ「建設発生土搬入通知書（様式第７号）」により通知する。

（残土の取り扱いに係る条件）

第８　町が実施する公共工事の請負者が、受入地までの残土運搬及び荷下ろしを行うので、原則として荷下ろし後の整地作業は受入者において行うものとする。また、砂礫の大きさや土質毎に分別した上で運搬することはできない。残土搬入後の土質等の苦情は受付けない。なお、関係法令等により残土の土壌調査が必要な場合は、町の負担により実施するが、受入れる残土の土質等を調査する場合は受入者の負担により実施する。

第９ 民間受入地登録申請書などの提出先及び提出方法

（１）提出先

 　　〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜８０１－５

 　　　若桜町 経済産業課

 ℡ 0858-82-2236

（２）提出方法

 　　書面により上記（１）に定める提出先に持参もしくは郵送にて提出する。

（３）申請期間

　　 随時受け付ける。

第１０ その他

（１）公募に関連して要した費用（申請書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等）は、申請者の負担とする。

（２）提出された民間受入地登録申請書は返却しない。

（３）受入者は、民間受入地登録申請の内容に変更が生じたときは、あらかじめ、町長に内容等の変更を「民間受入地登録変更承認申請書（様式第８号）」により届け出て、承認を受けなければならない。

（４）町長は、受入者からの変更申請の内容を承認したときには、「民間受入地登録変更承認通知書（様式第９号）」により通知する。

（５）受入者の決定後、第２に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入等が確認された場合（ただし、あらかじめ町長に受入内容の変更を申請し、承諾されたものについてはこの限りではない。）及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者等の決定及び登録を取り消し、それ以降の搬出は行わない。

（６）受入者は、受入地の受入可能量等を毎年度４月末までに「実績報告書（様式第１０号）」により提出するものとする。

（７）町長は、搬出工事毎に残土の搬出が完了した時点で、「建設発生土の受入地への搬出完了通知書（様式第１１号）」により受入者に搬出の完了を通知するものとする。

（８）受入者は残土受入後も関係法令を遵守し、災害発生の未然防止及び自然環境並びに生活環境の保全に努めるものとする。

（９）この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と町長が協議の上決定するものとする。

別表１

（第２の（２）関係）暴力団等排除措置に関する項目

 １ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

 ２ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

 ３ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがある者の代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当するものがいる団体

（１） 成年被後見人又は非保佐人

（２） 破産者で復権を得ない者

（３） 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（４） 暴力団員による不正な行為の防止に関する法律（第３１条第７項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治４０年法律第４５号）第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の３、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力団行為等処罰ニ関スル法律（大正１５年法律第６０号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

（５） 暴力団の構成員等